

岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金（省エネ設備導入事業） Q&A

1 補助金の概要について

	質問	回答
1	受付は先着順か。	1次募集については、受付期間内に提出された申請資料を全て審査するため、先着順ではありません。 追加募集については、予算の執行状況を考慮して検討します。

2 交付申請について

	質問	回答
1	過去にこの補助金を活用したが、今年度も申請することは可能か。	可能です。
2	国や県、市町村の補助金と併用することは可能か。	国又は県の補助金との併用はできませんが、市町村の補助金との併用は可能です。 なお、市町村補助金がある場合は、市町村補助金の交付額について、事業計画書及び事業報告書の（3）収支予算<収入>のその他欄に記入をお願いします。
3	県内に複数の事業所（工場など）を有している場合、複数の事業所分をまとめて申請していいか。	まとめて申請して問題ありません。 ただし、複数の事業所を有していたとしても、補助上限額は、1補助事業者あたり1,000万円までです。 事業所ごとに申請することはできません。
4	本店が県外で、支店が県内にある場合、当該支店分を補助対象事業として申請したいが可能か。	補助対象事業を実施する事業所が県内にあれば、本店の所在地に関わらず対象です。
5	賃貸の事業所において補助対象事業を実施したいが、対象か。	所有者から承諾を得ていれば対象です。その場合、建物所有者の承諾書（押印要）及び賃貸借契約書等を提出していただく必要があります。
6	省エネルギー診断で提案を受けた内容を全て実施しないと、補助対象にならないか。	一部の実施でも補助対象になります。
7	省エネルギー診断の提案とは異なる設備を導入する場合は、補助対象にならないか。	異なる設備を導入した場合でも補助対象になりますが、その場合、再度、導入効果を計算していただく必要があります。 また、その際に使用した数値などの根拠資料も併せて提出していただく必要があります。
8	組合は、補助対象事業者になるか。	交付要綱第3条第1項の別表1補助事業者（1）から（6）を全て満たす場合、対象になります。
9	補助対象設備と補助対象外設備を1つの工事で行う場合、工事費を明確に算出できないが、どうしたらよいか。	補助対象設備と補助対象外設備で工事費を按分してください。その場合、按分率や計算方法の資料を併せて提出してください。

10	自己所有以外の建物等に設備を導入したいが、賃貸借契約を交わしていない場合はどうしたらよいか。	家賃等の支払いが分かる資料（振込依頼書、入金伝票、家賃支払いの領収書等）、建物の登記事項証明書（発効から3か月以内）、土地の登記事項証明書（土地の所有者が異なる場合のみ）、賃貸借関係証明書（任意様式、貸主・借主双方の署名・捺印があるもの）等を提出してください。
----	--	--

3 変更交付申請について

	質問	回答
1	予定していた設備がメーカーの在庫切れなどの理由で、別の型番の設備に変更したいが可能か。	可能です。その場合、事業内容変更承認申請書（第4号様式）及び別の型番設備を導入した場合の見積書、事業計画書などを提出していただく必要があります。 変更事業に着手する前に、一度県にお問い合わせください。
2	設備の変更については、いつから着手してよいか。	県から変更承認が下りた後になります。 承認が無く変更した事業については、補助対象外となります。

4 実績報告について

	質問	回答
1	実績報告書の提出期限までに補助事業が完了しないおそれがある。提出期限を過ぎた場合、補助金を受けることはできなくなるか。	時期によっては、補助金をお支払いできない場合があります。 提出期限までに補助事業が完了しない見込が発生した時点で、速やかに県へ報告の上、指示を仰いでください。
2	令和7年度までは、代金の支払いが確認できる資料を提出していたが、令和8年度は不要なのか。	不要になります。 設置工事が完了した時点で、補助対象事業の完了となりますので、振込証明や領収書などを提出していただく必要はありません。